

## IX ファウンデーション

### 2026 年度奨学生募集要項

#### 1. 目的

当財団は、将来地域社会に貢献する意思を持つ学生への奨学金を給付することで、伊勢志摩地域（伊勢市・鳥羽市・志摩市・南伊勢町およびその周辺地域）の未来を担う人材を育成することを目的として設立されました。

本制度は、将来地域社会に貢献する意思を有する学生に対して経済的支援を行うことにより、有為な人材の育成に寄与することを目的とします。

なお、本奨学金の給付を受けることにより、受給者の将来の進路が制約されるものではありません。

#### 2. 対象

2026 年 4 月 1 日時点において、三重県内に所在する次のいずれかの学校に在学する者

- ・高等学校第 1 学年又は第 2 学年
- ・大学第 1 学年から第 3 学年
- ・高等専門学校本科第 1 学年から第 4 学年

#### 3. 奨学生の種類

- (1) 高等学校 現 1 年生（給付期間 2027 年 3 月～2029 年 2 月：24 カ月）
- (2) 高等学校 現 2 年生（給付期間 2027 年 3 月～2028 年 2 月：12 カ月）
- (3) 大学 現 1 年生（給付期間 2027 年 3 月～2030 年 2 月：36 カ月）
- (4) 大学 現 2 年生（給付期間 2027 年 3 月～2029 年 2 月：24 カ月）
- (5) 大学 現 3 年生（給付期間 2027 年 3 月～2028 年 2 月：12 カ月）
- (6) 高専本科 現 1 年生（給付期間 2027 年 3 月～2030 年 2 月：36 カ月）
- (7) 高専本科 現 2 年生（給付期間 2027 年 3 月～2030 年 2 月：36 カ月）
- (8) 高専本科 現 3 年生（給付期間 2027 年 3 月～2029 年 2 月：24 カ月）
- (9) 高専本科 現 4 年生（給付期間 2027 年 3 月～2028 年 2 月：12 カ月）

※ 2026 年 4 月 1 日時点の学年

#### 4. 応募者の資格

本奨学金に応募できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 前項の対象に該当する者
- (2) 三重県内に所在する高等学校、大学又は高等専門学校に通学している者

- (3) 将来、我が国及び地域社会において継続的に貢献する意思を有する者
- (4) 学業に取り組む意欲を有し、奨学金の趣旨を理解し、継続的に活動することができる者
- (5) 未成年者（18歳未満）については、保護者（親権者又は未成年後見人）の同意を得ている者。ただし、特別な事情がある場合は個別に相談に応じる。

※本奨学金は、他の奨学金や授業料免除等との併願・併給を妨げるものではありません。

## 5. 募集人数

5名程度

## 6. 給付内容

月額 50,000 円（年額 600,000 円）

## 7. 給付期間

奨学金の給付期間は、採用年度から起算して、原則として当該奨学生が在学する学校の最短修業年限の終期までとします。

ただし、在学する学校の最短修業年限が3年を超える場合であっても、高校・大学・高等専門学校（専攻科を除く）における通算の給付期間は、原則最大3年間を上限とします。

また、高校在学中に本奨学金の支給を受けた者が、大学に進学した場合には、改めて応募し、選考を受けるものとします。

## 8. 継続審査

奨学生として採用された者は、次年度以降の奨学金の支給にあたり、毎年度、当財団が実施する継続審査を受けるものとします。学業成績、生活状況報告書の内容、責務の履行状況等を総合的に勘案し、支給継続の可否を理事会で決定します。

## 9. 支給スケジュールおよび支給方法

奨学金は、原則として年2回（9月および翌年3月）に半年分ずつ振り込みます。

初年度は、採用年度の3月に半年分を支給します。

奨学生が届け出た本人名義の預金口座（外国銀行を除く）に振り込みます。

## 10. 奨学生の義務

- (1) 生活状況報告書（当財団所定のもの）を年2回（8月及び翌年2月）提出すること
- (2) 成績証明書は、当該年度の成績確定後、原則として4月中に提出すること（卒業年のみ3月）
- (3) 休学・退学・住所変更等、奨学金給付に影響する事項が生じた場合は速やかに届け出ること
- (4) 交流会および当財団が指定するその他の行事には特別な事情がない限り参加すること
- (5) 当財団の奨学金は、奨学生が自分で管理し、自身の活動や生活のために使用すること

## 11. 奨学金の停止及び打ち切り

次の各号の一に該当すると認められる場合は、奨学金の給付を停止または打ち切ることがあります。

- (1) 退学及び休学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 奨学生としての責務を怠り、適正でないと認められたとき
- (4) 正当な理由なく、提出書類の提出を行わなかったとき
- (5) 奨学金の給付を辞退したとき
- (6) その他奨学金を要しない理由が生じたとき

## 1 2. 反社会的勢力の排除

応募者は、反社会的勢力に該当しないことを条件とします。万が一該当することが判明した場合は、採用決定後であっても奨学生の資格を取り消します。

## 1 3. 奨学金の返還

奨学金は、当財団が特に返還を求める場合を除き、返還の必要はありません。また、返還を求める事象が発生した場合、支給した金額に対する利子の請求はいたしません。

## 1 4. 応募方法と必要書類

必要書類：書式は当財団のホームページ (<https://ix-foundation.jp>) に掲載しています。

提出方法：必要書類を財団宛に郵送のこと。

提出期限：2026 年 9 月 30 日（水）※下記必着

提出先：519-0502 伊勢市小俣町相合 1306  
一般財団法人 IX ファウンデーション 事務局 宛

### 【必要書類】

- (1) 奨学生願書（別紙様式第 1 号）

※未成年者の場合は、保護者の同意を得た上で応募してください。特別な事情がある場合は事務局へ相談してください。

- (2) 指定課題兼志望動機書（別紙様式第 2 号）

※詳細は別紙様式第 2 号の設問に基づき記述してください。

- (3) 学校関係者による奨学生推薦書（別紙様式第 3 号）

※応募者の学業または人物について十分な所見を有する在籍校の教員（担任、指導教員、ゼミ担当教員等）が作成してください。

※ 推薦書は厳封不要です。応募者経由で提出可能です。

- (4) 個人情報の取扱いに関する同意書

- (5) 成績を証明する書類（成績証明書等）

※提出時点で取得可能な最新の成績が確認できる書類を提出してください。

※在学中の学校において成績証明書が発行されない場合は、通知表の写し等でも可とします。

※二学期制の高等学校1年生等で提出可能な成績書類がない場合は、提出不要とします。採用決定後、応募時に提出していない場合に限り、最新の成績証明書を提出していただきます。

(6) 在籍証明書（取得後3か月以内のもの）

(7) 住民票（世帯全員が記載されたもの、続柄記載あり、取得後3か月以内のもの）

※マイナンバーの記載がないものを提出してください。

※本籍地の記載は不要です。

## 15. 応募期間

2026年7月1日から9月30日まで

## 16. 選考方法

(1) 書類選考

当財団選定委員会にて当財団の評価基準に基づき書類選考し、10月下旬までにメールにて通知します。なお、応募書類は返却しません。

(2) 面接

書類選考に合格した者は、当財団が指定する日（2026年11月22日（日）または23日（月・祝）を予定）に対面またはWebによるオンライン面接を行います。

最終的な採否は、書類審査および面接の結果を総合的に判断して決定します。

## 17. 採否

書類選考結果は応募者本人へ通知します。

最終的な採否は本人に通知し、採用者については在籍学校にも通知します。

選考の経過及び決定の理由は公表いたしません。

## 18. 個人情報の取扱い

応募書類の個人情報は、当法人の個人情報保護規程に従い適切に管理し、選考および奨学生支援以外の目的には使用しません。

## 19. お問い合わせ先

〒519-0502 三重県伊勢市小俣町相合 1306  
一般財団法人 IX ファウンデーション 事務局  
E-mail [info@ix-foundation.jp](mailto:info@ix-foundation.jp)  
お問い合わせ TEL : 0596-68-9785

以上